

## がん専門薬剤師 Q&A ver.5

### <制度に関して>

Q1：新制度で新たに受講が必須となった講習会について知りたい。

A1：申請時から遡って5年でがん専門薬剤師集中教育講座参加1回以上と医療薬学会年会参加1回以上が必須になります。

Q2：専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に参加しても単位が認定されるのか？

A2：単位認定されます。ただし、オプションの単位であることにご留意ください。

Q3：がん専門薬剤師認定制度規程 第4条2(9)には「自ら実施した5年間のがん患者への薬学的介入を伴った症例報告50症例(3領域以上のがん種)を提出すること。」と記載があり、がん専門薬剤師認定制度規程細則 第1条-7には「3領域以上のがん種とは、消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上、且つ各5症例以上含めること。」と記載があります。提出症例の内訳について整理して教えて欲しい。

A3：「消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち2領域以上のがん種を選択し、且つこの2領域については各5症例以上」含んでいる必要があります。3領域目以降については、いずれのがん種から選択しても良く、且つ症例数は問いません。

### <認定・審査に関して>

Q1：がん専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？

A1：がん指導薬剤師であれば単位になります。がん専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。

Q2：医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？

A2：不採択でも単位は認められます。

Q3：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。がん専門薬剤師新規 取得必須要件である学会発表2回のうち1回満たしたことにしてもよいのか？

A3：本学会の専門薬剤師制度における学会発表とは、研究実績を発表したものであり、一般演題(口頭発表、ポスター発表)が該当します。そのため、医療薬学会年会のシンポジウム

(公募・指定シンポジウム、各種講演など)での発表は、学会発表の要件には該当いたしません。ただし、クレジット(研修単位)における発表実績の単位としては認められます(Q&A4参照)。

また、他学会の年会・学術集会等での発表についても同様の扱いになりますが、プログラムや発表要旨から口頭発表または指定発表(依頼発表)の該当性の判断が付きづらい場合には、委員会で判断します。

Q4：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。単位が認められるのか？

A4：医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプションの単位として筆頭であれば5単位、共同発表であれば2単位が認定されます。

Q5：専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に出席した。単位認定されるのか？

A5：オプションの単位として、単位認定されます。

Q6：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A6：下記の通り。

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会 (3日)	10 単位	5 単位	2 単位
2	がん専門薬剤師集中教育講座 (2日)	15 単位		
3	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義 (2日)	15 単位		
4	医療薬学公開シンポジウム (1日)	5 単位	5 単位	2 単位
5	フレッシュャーズ・カンファランス (1日)	5 単位	5 単位	2 単位
6	臨床研究セミナー (1日)	5 単位	5 単位	2 単位
7	がん専門薬剤師全体会議 (1日)	5 単位		

8	がん専門薬剤師アドバンス研修会	5 単位		
9	上記以外の医療薬学会が主催・共催するセミナー	1 単位 / 1 時間		
10	医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1 単位 / 2 時間		

Q7：論文掲載、論文査読の単位の概要を知りたい。

A7：下記の通り。

学術論文の種類		筆頭著者	共同著者
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10 単位	5 単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20 単位	10 単位
3	医療薬学誌あるいは JPHCS 誌の投稿論文査読（1 報につき、不採択であっても対象となる）	0.5 単位	

Q8：がん専門薬剤師の申請で使用した症例は、薬物療法専門薬剤師の症例と重複してもよいのか？

A8：重複は認められません。

Q9：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？

A9：単位として認められます。

Q10：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効になってしまうということでしょうか？

A10：非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q11：がん専門薬剤師の論文や学会発表は、「がんに関する」ものでないと単位認定されないのか？

A11：がん専門薬剤師の認定要件における学術活動は、「がん」に限定されません。「医療薬学」に関するものであれば単位として認定されます。

### <研修に関して>

Q1：旧制度下において個別に契約を交わしたがん専門薬剤師研修者受入可能施設での研修を行っている。新制度においてもこれまで通り研修を行うことができるのか。

A1：旧制度下において個別に契約を交わした施設において新制度下でも継続して研修を行う場合は2025年3月まで研修を行うことが可能です。ただし、旧制度下において契約を交わした施設以外で新しく研修を始める場合には、新制度が適用されますので連携研修の手続きを行ったうえでなければ研修を開始することはできません。例えば、旧制度下において個別に契約を交わした施設で既に3年間研修を行っていた方が、諸般の事情により新制度移行後（2021年1月以降）に別の施設で2年間研修を行う場合には連携研修の手続きを行う必要があります。なお、連携研修の手続きを行う場合には、自施設が「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」に認定されている必要があります。

Q2：日病薬がん薬物療法認定薬剤師認定者が現在個別に契約した施設においてがん専門薬剤師研修を行っている。今後新制度において、研修先の施設が「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」、自施設が「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」に認定されれば、基幹施設に所属する必要がなく、自施設における自己研修でよいのか？

A2：自己研修ではなく、コアカリキュラムに基づいた研修が必要になります。

2025年3月末までの期間、現行のまま研修を継続することができます。しかし、研修方法については、研修先施設と研修生の合意により現行制度か新制度いずれも選択可能です。研修方法を現行制度から新制度に変更した場合には、双方を合わせて5年とします。研修期間、研修内容をコアカリキュラムに沿って記載し、該当する指導薬剤師による研修修了証明書の提出が必要です。

Q3：5年以上の研修歴はどのように証明したらよいのか？

A3：下記の2つの証明書が必要になります。

- ① がん専門薬剤師研修施設長による在籍証明書（がん専門薬剤師研修施設（連携施設）に在籍して研修を行った場合はがん専門薬剤師研修施設（連携施設）の施設長による在籍証明書）

② 上記に加えて、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）に在籍する「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書（ただし、「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が、がん専門薬剤師の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできません。）

Q4：現在、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定を受けている。「がん専門薬剤師」、「がん薬物療法認定薬剤師」の退職等により指導者が不在となった場合、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定取り消しを一定期間猶予してもらえるのか？

A4：「がん専門薬剤師」、「がん薬物療法認定薬剤師」が退職した時点で研修が中断となり、研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに、研修を行うことができません。ただし、認定期間内に指導薬剤師または専門薬剤師等の在籍が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q5：がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）との連携がなくなった場合、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）はどの時点で取り消されるのか？

A5：連携がなくなった時点で研修が中断となります。

研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに研修を行うことができません。ただし、認定期間内に連携研修の復活が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q6：がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の申請を検討している。がん指導薬剤師以外の指導薬剤師でもがん専門薬剤師研修施設（基幹施設）になることができるのか？

A6：「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれかの指導薬剤師の在籍で認められます。

Q7：がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。がん専門薬剤師ではなく、「日病薬がん薬物療法認定薬剤師」もしくは「日本臨床腫瘍薬学会 認定の外来がん治療認定薬剤師」が在籍している場合、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）になることができないのか？

A7：「がん専門薬剤師」の在籍あるいは「日病薬がん薬物療法認定薬剤師」のいずれかの1名の在籍で認められます。なお、「外来がん治療認定薬剤師」の在籍では認められません。

Q8：現在、がん専門薬剤師研修施設に準ずる施設に認定されているが、認定の継続申請はいつまで可能か？またその認定期間は？

A8：準ずる施設の更新申請は2023年度の申請をもって終了します。更新が認められた場合の研修施設認定期間は2025年3月までとなり、以降の更新は認められません。認定期間が到来する前に「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」または「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」の認定申請を行ってください。

Q9：がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。申請時には研修予定者がいないが、今後に備えて基幹施設の内諾を取得していれば認定を受けることが可能か？

A9：連携施設の新規認定は、基幹施設での連携研修の実施を前提に認定をすることになっており、研修予定者がいない場合には不認定となることを見込まれます。

Q10：がん専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか？

A10：指導薬剤師は、月に1～2回程度以上対面指導あるいはWebを介した対面指導を行うことが求められます。

Q11：研修生に対して「継続的な指導」を行いたいが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いても良いのでしょうか？

A11：対面指導あるいはWebを介した対面指導が求められます。メールのみでの指導は認められません。

Q12：現在、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の認定を受けている。今後連携研修者を受け入れるに際し、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することはできるのか？

A12：グループ又は関連病院等間での連携研修については、連携研修料が不要となるケースも想定されます。基幹施設と連携施設間で合意があれば、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが可能です。

Q13：連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが出来る場合、学会に支払う手数料についてはどうなるのか？

A13：連携研修料は、研修者1人あたり1年ごとに46,200円（消費税込）です。この内、学会手数料13,200円（消費税込）については無償とすることは出来ません。